

令和3年度札幌市職員ストレスチェック業務  
仕様書

札幌市総務局職員部職員健康管理課

## 目次

1	業務名	1 ページ
2	目的	1 ページ
3	期間	1 ページ
4	対象	1 ページ
5	業務概要	1 ページ
6	業務の範囲	2 ページ
7	実施体制の提示	2 ページ
8	スケジュール管理等	3 ページ
9	打合せ	4 ページ
10	各職場の受検対象者及び集団分析用リストの整理	5 ページ
11	ストレスチェック実施体制の構築	6 ページ
12	ストレスチェックの実施	9 ページ
13	統計資料の作成及び納品	16 ページ
14	送付物及び納品に関する条件	17 ページ
15	成果物及び納品物	18 ページ
16	成果物の帰属	19 ページ
17	作業日程	19 ページ
18	応札条件	19 ページ
19	契約方法等	20 ページ
20	情報セキュリティ保護	20 ページ
21	機密の保持	20 ページ
22	その他	21 ページ
	情報セキュリティ取扱注意事項	22 ページ

## 別添資料

- ・令和3年度札幌市職員ストレスチェック業務印刷等成果物に関する特記仕様書
- ・令和3年度札幌市職員ストレスチェック業務 紙調査票、個人結果納付先一覧

## 1 業務名

令和3年度札幌市職員ストレスチェック業務

## 2 目的

本業務は、労働安全衛生法に基づく「ストレスチェック制度」について国が定めた省令、告示、指針等に従い、札幌市職員のストレス程度を把握し、高ストレス者を選定することによって、当該職員へ適切な対応を行い、メンタルヘルス不調となることを未然に防止すること（一次予防）とともに、個人結果を集団ごとに集計・分析し、職場におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげることで、ストレス要因そのものを低減すること。

## 3 期間

契約年月日から令和4年2月28日（月）まで。（対象者データ整理－ストレスチェック－集団分析－統計資料作成の一連を実施。集団分析、統計資料作成は、原則、全ての受検が終了した後に行うこととするが、統計資料作成の一部については、本仕様書に定めるとおりとする。）

## 4 対象

札幌市が指定する約16,070名（予定）

（※本仕様書における職員数、集団数は、令和2年度の数値等を基に算出したもの。業務遂行時は、令和3年度の職員を対象に実施する。）

## 5 業務概要

国が示す標準的な基準である「職業性ストレス簡易調査票（57項目）（以下「調査票」という。）を用いて、調査票配布等の紙媒体による調査（以下「紙受検」という。）及びWebサイトへの入力（電子媒体）等による調査（以下「Web受検」という。）により、職員にストレスチェック検査を実施し、検査で収集したデータに基づき、個人結果、集団分析結果、統計資料の作成、報告等を行う。

なお、業務を進めるうえでは、改正労働安全衛生法に基づく「ストレスチェック制度」について国が定めた省令、告示、指針など法令等の意義・趣旨等、さらに「札幌市職員ストレスチェック制度実施要綱」をよく把握し、履行すること。また、履行の際は、第三者の著作権、その他の権利を侵害しないこと。

## 6 業務の範囲

札幌市職員を対象としてストレスチェック等の実施に係る、下記の(1)～(8)の業務とする。

- (1) 受検対象者リストの整理
- (2) ストレスチェック実施体制の構築
- (3) Web受検（QRコード受検）の環境構築
- (4) 紙受検の実施（準備、調査票の配布、回収）
- (5) ストレスチェックの実施
- (6) 個人結果の作成及び納品
- (7) 集団ごとの集計・分析の実施及び結果の納品
- (8) 個人結果を踏まえた各種統計資料の作成及び納品

以下、補足とする。

- ア Web受検対象 11,700名（海外派遣職員2名を含む）
- イ 紙受検対象 4,193名
- ウ 紙受検対象（国内派遣職員）175名
- エ 紙受検対象（点字対応）4名
- オ 集団分析対象 930集団

※ 上記のア～オは、前年度実施数に基づく概数

※ 集団分析実施前（8～9月頃を想定）に庁内に照会をかけ、集団分析単位の希望をとることとするため、前年度に実施した上記集団数より増減する可能性がある。

## 7 実施体制の提示

受託者は、契約締結後2営業日以内に、本業務遂行にあたっての実施体制図を作成し委託者に提示すること。本市との調整を図るための担当者として、**ストレスチェック責任者及びストレスチェック副責任者、システム担当者**を各1名置くこととする。なお、システム担当者はストレスチェック責任者またはストレスチェック副責任者と兼務することを認める。

各業務に責任者は設けず、本受託業務全体について責任をもって指揮する者をストレスチェック責任者とする。

体制図には、本業務に関わる予定人数と**ストレスチェック責任者及びストレスチェック副責任者、システム担当者**の氏名、連絡先を明記すること。ストレスチェック責任者は、過去3年以内に現行のストレスチェック業務を受検者数10,000名以上の規模を有する団体で担当した実績がある者とし、その実績に係る書類を提出すること。システム担当者は、最低限、情報処理推進機構の応用情報技術者試験、第一種情報処理技術者試験、ソフトウェア開発技術者試験、

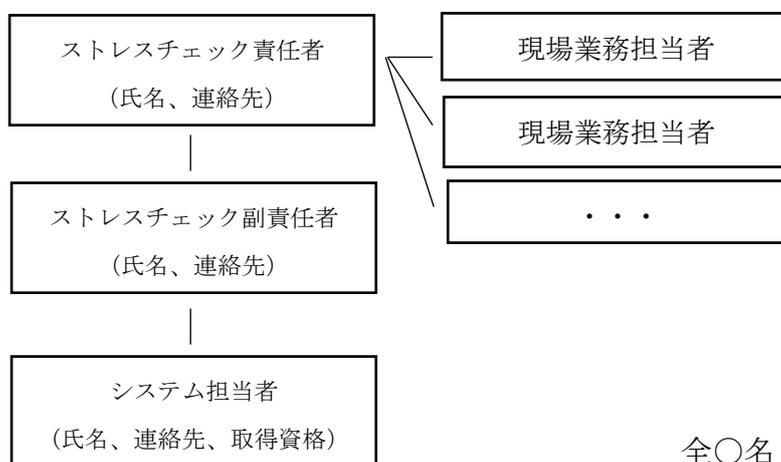
基本情報技術者試験、第二種情報処理技術者試験のいずれかを取得した者とする。(より高度な試験を取得している者も可とする。) 委託者に体制図提示の際には合格証書の写しを添付すること。

なお、委託者は上記の責任者、副責任者等が著しく不適正と判断される場合には、協議のうえ受託者に対し、その者の変更を求めることができるものとする。また、受託者の都合により責任者、副責任者を変更する場合は、必ず事前に委託者に事前相談のうえ、変更となった者の必要な資格の合格証書写しを添付した体制図を再提示すること。

**【ストレスチェック責任者、ストレスチェック副責任者の役割】**

責任者	副責任者	システム担当者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市との調整 (窓口)</li> <li>・全体のスケジュール</li> <li>・課題管理</li> <li>・緊急時の報告</li> <li>・議事録の提出</li> <li>・現場業務の責任者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・責任者の補佐</li> <li>・責任者不在時の対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者データ整理、システム開発、統計データ作成の指揮、監督</li> </ul>

<実施体制図のイメージ>



**8 スケジュール管理等**

受託者は、本業務の遂行にあたって、スケジュール管理を行うこととし、初回の打合せにおいて、作成したスケジュール表を提示し、委託者の承認を得ること。(主な日程は、「17 作業日程」を参照のこと。)

委託者との打合せや進捗状況、委託者からの指示等によりスケジュールを見直す必要が生じた際は、変更後のスケジュール表を速やかに再提示し、承認を

得ること。

また、業務を実施する中で、委託者が求める際には、進捗状況を可視化のうえ示すとともに、現状の課題や問題点、今後の見通しを報告すること。

さらに、本業務の進捗状況に応じて、事前に委託者と調整のうえ、実施体制の見直し、必要な対策を講ずることとし、その内容について書面にて報告し、承認を得ること。

## 9 打合せ

受託者はストレスチェックの実施に際して、以下により委託者と打合せを行う。なお、委託者が不要と判断する場合はこの限りではない。

### (1) 打合せに係る共通事項（事前打合せ初回については(2)を参照）

#### ア 実施日時

協議のうえ決定する。委託者が求める場合は即日又は翌日の打合せに対応すること。

#### イ 実施場所

札幌市役所本庁舎（札幌市中央区北1条西2丁目）

### (2) 事前打合せ初回

#### ア 参加者

ストレスチェック責任者、副責任者、システム担当者全員

#### イ 準備資料

##### (ア) Web受検者画面（画面展開等）

##### (イ) 紙受検必要書類一式

- ① ストレスチェック調査票（マークシート）
- ② 調査票封入用封筒
- ③ 返信用封筒
- ④ 所属ごとに送付するための封筒（宛名例を含む）
- ⑤ 案内文（案）

##### (ウ) 結果通知案

- ① 個人結果フォーマット
- ② 個人結果封入封筒等

##### (エ) 集団分析結果通知案（局・部・課・安全衛生委員会等ごとのサンプル）

##### (オ) 実施体制図（「7 実施体制の提示」参照）

##### (カ) 年間スケジュール（「8 スケジュール管理等」参照）

##### (キ) 全体の作業工程表（高ストレス判定の手順等（委託者及び受託者が行う作業を表示））

(3) 下記工程ごとの1週間前における打合せ

- ア 第1期受検実施
- イ 第1期個人結果送付
- ウ 集団分析結果送付
- エ 各種統計資料の提出
- オ 成果物の納品

(ア) 参加者

打合せ内容により、参加が必要と判断されるもの

(イ) 準備資料

各打合せで必要な資料を、受託者からの提案により委託者と協議のうえ作成

また、本業務を円滑に行うため、契約後は委託者からの問い合わせに対し、受託者は原則として翌営業日以内に状況の説明等連絡をし、必要に応じて打合せの機会を設けること。また、打合せを円滑に進めるため、受託者はその時点の作業の進捗状況等、打合せに必要な資料を提示すること。

なお、打合せにおいては、積極的な企画提案及び協議を行い、双方の認識にずれがないように、会議の議事録を5営業日後までに提出し、委託者の承認を得ること。

## 10 受検対象者及び集団分析用リストの整理

(1) 受検対象者のデータ整理

委託者は、受託者に対し、ストレスチェックを実施する上で必要なデータを提供する。それを基に受託者は受領した全職員分のデータ内容を精査し、業務実施のうえで不足等がないかを確認し、受検対象者の整理を行う。想定されるデータ整理は下記のとおり。

ア 受検区分の整理（Web受検者、紙受検者の整理）

イ 旧姓使用者の整理

ウ JIS第二水準でも表示できない漢字の外字変換

エ 休務、休職等により受検対象外となる職員の整理

オ 機構順への並び替え

カ 会計年度任用職員データ等の統合

キ 前年度の個人結果との紐付け（委託者は厚生労働省が無償で提供しているアプリ（以下「厚労省アプリ」という。）に取り込み可能な形式（csv形式若しくはxml形式）で、前年度の結果を提供する。）

ク 退職情報の更新

(2) 受検対象者リストの提出及び変更への対応

人事異動、氏名変更、退職等が想定されるため、受託者は委託者からデータ修正の依頼があった場合、これに応じること。（委託者がデータの修正を依頼した場合、受託者はこれに速やかに対応し、修正後の全受検対象者データを提出する。また、人事異動により、個人結果送付時の所属名が受検時の所属名から変更となっている場合は、個人結果を送付する時点の所属に個人結果を送付すること。なお、集団分析は受検時の集団単位で行うこととする。）

さらに、ストレスチェックの受検者から委託者に対して受検期及び受検方法の変更（例えば、Web受検から紙受検への変更）の申出があった場合、さらに休務・休職または復帰・復職する職員が生じた場合、受託者は委託者が追加で渡す情報をもとに対応し、データを再度整理すること。

整理したデータをシステムにアップロードする作業については、受託者が行うこととする。

### (3) 集団分析単位の整理

ア 受託者は、委託者が提供するデータに記載された所属を基に、集団分析単位の整理を行い、委託者に提案シートを提供する。

イ 委託者は、当該提案シートを基に、集団分析実施前に庁内に照会をかけ、集団分析単位の希望をとるため、受託者は照会結果に基づき集団分析単位の再整理を行うこと。また、前年度の集団分析結果との紐づけを行うこと。

なお、局長職、部長職、本市からの派遣者については、集団分析対象に含めないこととする。

## 11 ストレスチェック実施体制の構築

Web受検に対応するため、受託者の責において、Web受検が実施可能な環境構築等を行うものとする。なお、Web受検システムの環境構築に係る経費は受託者が負担することとする。

受託者はストレスチェック検査の開始2週間前までに、実際に使用するシステムのデモ版を委託者へ提供し承諾を得ること。

また、受託者は受検開始1週間前までに、対象職員情報登録を実施し、Web受検が実施できるよう各種設定やソフトウェアインストール等を完了すること。

### (1) システム要件

ア クライアントパソコンオペレーティングシステムはMicrosoft Windows10/8.1 対応であること。

イ WebブラウザはMicrosoft Internet Explorer11 に対応しているこ

と。

- ウ WebサーバーのOS、ソフトウェア等については、サポート期間が終了していないものを使用すること。
- エ 受託者は、Web受検実施に必要な仕様のサーバー、オペレーティングシステム、ネットワーク環境、ソフトウェアライセンス等、環境構築に必要な一式を全て用意すること。
- オ ストレスチェックは、別途ソフトウェア、プラグインを使用することなく閲覧及び操作可能であり、かつ、同環境に過度の負担を与えないものとする。
- カ 画面読み上げソフトに対応する仕様となっていること。ただし、視覚障害を有する職員の受検において、Wordや点字対応した紙調査票による受検方法で対応可能な場合は、その限りではない。

## (2) 機能要件

- ア 「職業性ストレス簡易調査票（57項目）」を用い、協議のうえ決定した本市独自のアンケート項目（10項目程度）を追加したシステムであること。
- イ 利用時間は24時間稼働とする。（メンテナンス時間を除く）
- ウ 未受検者を確認できること。
- エ 検査対象者が検査対象期間にのみ回答できること。（対象期間外のアクセスについては、その旨が表示されること。）
- オ 管理者画面等で委託者が指定する者（ストレスチェック制度の担当者等）が、高ストレス者一覧・ストレスチェック受検の有無等の情報を閲覧できるシステムであること。
- カ 本業務に必要な職員にのみ、ID・パスワード等によるアクセス制限が可能であること。なお、本業務で用いるパスワードは英数字混在、ランダムかつ最低16桁以上のパスワードを設定すること。
- キ ログインID及びパスワードの設定等により受検者ごとに個別環境を提供できること。また、受検者へ付与されるログインID・パスワードは、QRコードでも提供し、スマホ、タブレットなどのカメラ機能で読み取りが可能であること。
- ク 未回答がある場合は警告メッセージが表示され、受検を終了することができないこととし、受検終了時には受検者が受検を終了したことがわかるメッセージを表示すること。
- ケ 受検途中の一時保存を設けている場合、一時保存者を抽出できること。
- コ 職員から同時にアクセスを受けても対応可能とし、遅延が発生する場

合にはそのメッセージを表示させること。

(3) セキュリティ要件等

ア Web調査のシステム環境は、電源維持対策、建物及びサーバー設置室の災害対策、セキュリティ対策、空調設備の適切な管理が行われていること。

イ 設備環境及びバックアップ環境は日本国内であること。

ウ 供給電源は冗長化されていること。

エ 消火ガス等による消火設備を有すること。

オ 耐震構造、免震構造等により震度6弱の地震に十分耐えうる構造であること。

カ 無停電電源装置により瞬時停電時も給電可能なこと。

キ ICカード認証システムや生体認証等を用いた入退出管理がされていること。

ク 24時間365日入退出管理、警備が有人で行われていること。

ケ 利用者とWeb受検システムを結ぶ通信はSSL通信により暗号化されていること。

コ 不正アクセスを検知した場合は、速やかに委託者に報告をするなど、必要な措置を講じること。

サ Web受検システムに対するセキュリティの脆弱性診断を定期的を実施していること。

シ 別記「情報セキュリティ取扱注意事項」を遵守すること。

(4) その他

ア 受検者が特別な設定作業を要さず、高度な専門知識がなくても回答の入力作業ができること。

イ 個人貸与パソコン（インターネット接続あり）上で回答できるものとする。

ウ Web受検において、システム入力方法に関する問い合わせが受検者又は委託者からあった場合、受託者は速やかに対応するとともに委託者へ結果を報告すること。

エ 受託者は委託者から依頼があった場合、Web受検及び紙受検の受検状況について整理し、一覧にして委託者へ提出する。

オ ユーザーID及びパスワードの設定等（QRコード含む）による個別環境の提供について、詳細は委託者と協議し決定すること。

カ 紙受検の結果も、システムに反映できること。

キ データ等の消失に備え、週次のフルバックアップ、日次に差分バックアップを実行するよう設計すること。

(5) 詳細機能要件

- ア 本市受検用に必要なカスタマイズを行ったものであり、受検者がストレスを感じることなく利用できるよう、十分な設備等をもってサービス提供を行うこと。最大同時アクセス数は5,000人以上を想定。なお、厚労省アプリを用いての実施は不可。
- イ 対象職員による受検は1回とし、受検後の職員が再度アクセスした場合には、受検済みである旨表示させること。
- ウ 受検対象期間中のみアクセスが可能であること。
- エ データ等の消失に備えたバックアップ対策が講じられていること。
- オ やむを得ずシステムメンテナンス等でサービスを停止する場合は、事前に委託者に連絡し、状況報告のうえ承諾を得ること。

## 12 ストレスチェックの実施

受託者は、ストレスチェックの実施にあたり、以下のとおり実施することとする。

(1) Web受検

- ア 受託者は事前打合せ終了後、実施者画面操作説明書、受検者向け操作説明書を受検開始3週間前までに委託者に提出すること。
- イ Web受検対象者の情報登録等の設定を行い、受検開始1週間前までに必要な環境を構築すること。
- ウ 各期の受検開始日に、受託者はWeb受検対象者（海外派遣者を含む）のメールアドレスに、個々の受検者に割り振った受検用のログインID及びパスワードを送付すること。なお、メールの内容、配信のタイミングについては、委託者に受検開始5営業日前までに提案し、承認を得ること。
- エ Web受検対象者が、何らかの理由により、実施画面にアクセスできない場合等に備え、WordもしくはExcel形式の調査票を作成し、データで納品すること。WordもしくはExcel形式の調査票による回答結果についても、システム内に全て取り込むものとする。
- オ 紙受検対象者に対して、受検用の封筒を送付する際にログインID、パスワード及びQRコードを同封し、Web受検の選択も可能とすること。
- カ システム環境構築後、速やかに委託者へ連絡し、委託者の3営業日以上、試行実施期間を設けること。なお、試行実施期間に入力したデータは、Web受検開始前には削除すること。

## (2) 紙受検

- ア 調査票はマークシート式及びWeb受検（QRコード）での併用帳票とし、本人の判断でどちらでも受検が可能な環境を提供すること。なお、あらかじめ本人を特定するための情報として、氏名等を記載することとし、記載内容については、別途委託者と協議のうえ決定すること。
- イ 調査票に同封する返信用封筒については下記のとおりとする。
- (ア) 受検者個人への封書の配布及び回答の回収は、可能な範囲で札幌市役所庁内文書集配システム（以下「庁内メール」という。）を利用するため、庁内メールであることが瞬時にわかるよう目立つように記載する。
- (イ) 宛先に「札幌市役所本庁舎14階 健康情報室行き」と明記した透けない厚さのもの。
- (ウ) 調査票に同封する返信用封筒の表面には期名を記載すること。（再受検における封筒には、期名及び再受検用であることを記載すること。）
- (エ) 返信用封筒の表面に記載する内容については、別途委託者と協議のうえ決定すること。
- ウ 受託者は、紙受検対象者の調査票の納品準備前に、調査票（マークシート）、調査票封入用封筒、返信用封筒、所属ごとに送付するための封筒（宛名例を含む）、案内文（派遣職員用も別途作成）等の記載内容について、第1期受検開始2週間前までに委託者へ提案し、承認を得ること。その後、送付物一式のサンプルを委託者へ提供すること。
- エ 受託者は調査票のほか、委託者と調整した案内文と返信用封筒を同封のうえ、個別封入し、さらに、同じ課あての封筒が2通以上ある場合は、課ごとにまとめて（最大角形2号、厚さ50<sup>mm</sup>以下。所定のサイズに収まらない場合は複数に分割。）、受検開始の1週間前までに委託者に納品すること。
- オ 上記エの個別封入する封筒は、下記14に基づき宛先の所属と個別氏名がわかるようにし、別途委託者が指定する発送元がそれぞれに記載され、さらに、組織ごとにまとめた束にも宛先の課名と発送元が記載されていること。（庁内メールを利用する際に必要。）
- カ 紙受検（派遣）については、委託者に事前に承認を受けた派遣用の案内文と、切手付返信用封筒（宛先は委託者に照会のうえ確認する。）を同封のうえ、個別封入し、委託者が指定する住所と宛先に受託者が送付すること。
- キ 納品は、14「送付物及び納品に関する条件（再掲を含む）」及び別紙の「令和3年度札幌市職員ストレスチェック業務紙調査票、個人結果納付先一覧」に基づき対応すること。なお、委託者が指定する者（派遣職員等）

に対しては、受託者から受検者に郵送にて直接発送すること。また、事業場の移転等に伴い、送付先が変更となる可能性があるため、納品準備を行う前に委託者に送付先を確認すること。

ク 委託者が収集した記入済み調査票は、受託者による直接回収もしくは受託者の費用負担で受託者の指定する送付先に郵送するか、どちらかの方法で受け渡しを行い、書面により受領確認を行うものとする。回収時期及び頻度については、別途委託者と協議のうえ決定すること。

ケ 紙受検対象者から、調査票未着・再発行の連絡があった際には、受託者が再発送の手続きを行うこと。（庁内メールの範囲内の所属は、委託者側に納品のうえ、庁内メールを利用した発送を可とする。）

コ 受託者は紙調査分の回答結果についても、システム内に全て取り込むものとし、調査票を回収または受託者へ送付後、10営業日以内に取り込むこと。

サ マークシートは機械で読み取りを行うこと。読み取りの結果、不備（記入漏れ、二重記入などのエラー）があった場合（以下「不備帳票」という。）、受託者が調査票受取後10営業日以内に再受検者リストを作成し、委託者に提供し、調査票受取後15営業日以内に再受検者分の紙調査票を作成し、再受検に必要な対応をとること。

再受検者分の調査票を送付する際には、未回答があった調査票を同封すること。もしくは、そのエラー箇所が当該本人に分かるように、マーカーペン等で色塗りをするなどの工夫を行った上で特定させ、そのカラーコピーなど（以下「控え帳票」という。）をエラー発生者毎に1件ずつ、当該本人の氏名が分かるように、窓付き封筒若しくは封書に入れ、委託者へ納品すること。（再受検者数を減らすため、再受検者リスト作成前に、受託者が目視で修正可能な範囲であれば、委託者と協議のうえ対応すること。）

シ 委託者は納品された「控え帳票」を、改めて当該本人へ送付し、エラー箇所が修正された「控え帳票」を回収し、受託者へ返送する。受託者は返送された控え帳票を基に、それに合致する「不備帳票」に追加・修正を加えた上で、再度読み込み作業を行うこととする。読み込みが正常完了された帳票は、適時、個人結果の作成を行うものとする。

ス 受検期間終了後に提出のあった調査票については、契約期間満了1か月前までに委託者に提出された場合、受託者は個人結果を作成すること。なお、集団分析納品後については、その結果を含めて集団分析を再度行う必要はないが、各統計には含めることとする。

セ 記入済み調査票はデータ取り込み作業後、及び、個人結果出力後は、

成果品の納品及び承認を得るまでの期間は受託者で保管し、承認後は、個人情報に掲載されていることから、その扱いに十分配慮した適切な形で廃棄処分を行うこと。なお、受託者は、廃棄処分を行った後は速やかに委託者に廃棄の報告書を提出すること。報告書には、情報資産の種類、数量、廃棄方法、廃棄実施日、廃棄責任者を記載すること。

(3) ストレスチェック回答内容の評価

ア 受託者は、「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」（平成27年5月厚生労働省作成。以下「マニュアル」という。）における「素点換算表」を用いた方法により、ストレスチェックによる職員のストレスの程度の評価を行うこと。

イ ストレスの程度の評価において、「高ストレス」と評価する場合は、次の事項のいずれかの要件を満たす場合とする。

A 職業性ストレス簡易調査票のうち、「心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目」の評価点数の合計が高い者

B 職業性ストレス簡易調査票のうち、「心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目」の評価点数の合計が一定以上の者であって、かつ、「職場における当該労働者の心理的負担の原因に関する項目」及び「職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目」の評価点の合計が著しく高い者

ウ イのA及びBにおける評価点数の合計の算出方法は、マニュアルに示されている方法に準拠するものとし、「高ストレス」と評価する評価点数の合計値の基準については、受託者の意見を踏まえながら、委託者が決めるものとする。

エ 受託者は、ウの定めるところにより委託者が定めた基準を踏まえて、「高ストレス」である職員（以下「高ストレス職員」という。）を選定するものとする。

オ アからエの定めるところにより、ストレスチェックを受検した職員に対するストレスの程度を評価した受託者は、その評価結果の説明の他、ストレス解消へのアドバイスなど、その評価結果に応じた助言を行うものとする。この場合、高ストレス職員に対しては、「医師による面接指導」の必要性について助言するものとする。

カ ストレスチェック回答内容の評価、高ストレス職員の選定及び評価結果の説明と助言については、受託者がこれを作成し、委託者はその内容を確認し、必要に応じて修正するものとする。

(4) 個人結果の作成及び納品

ア 受検者全員に対し、個人結果は紙で出力する。受託者は事前打ち合わせ

初回において、個人結果（下記エのセルフアドバイスを含む）、案内文（高ストレス者用面接案内文を含む）、送付用封筒等の送付物一式のサンプルを委託者へ提供し、必要に応じて調整を行い、個人結果の納品1週間前に、委託者の承認を得ることとする。

イ ストレスチェックの個人結果の評価は、マニュアルに示されている素点換算表を用いて換算し、その結果をレーダーチャート、表、素点換算点数を表示することにより行う。（厚労省アプリで出力できる結果以上の内容とすること）

ウ 前年度の結果を掲載し、受検者が経年比較できるレイアウトとすること。

エ 個人結果には、個人に応じたセルフアドバイスを記載することとし、その種類は厚労省アプリ以上とすること。アドバイスのパターン及びそのルールは、個人結果送付1週間前までに委託者に提示し、承認を受けること。

オ 個人結果と上記アで承認を受けた案内文を、親展及び別途委託者に確認した発送元を記載した、個人結果が透けない厚さの窓あき封筒に個別封入し、封緘する（ただし、窓から個人結果等の情報が見えないよう充分配慮し、親展であることがわかりやすいレイアウトとすること）。

その後、同じ課宛ての封筒が2通以上ある場合は、課ごとにまとめて委託者に納品すること。（最大角形2号、厚さ50<sup>mm</sup>以下。所定のサイズに収まらない場合は複数に分割。）組織ごとにまとめた束にも課名と発送元が記載されていること。（納品後、委託者側で庁内メールを利用する際に必要。）

カ 納品先については、14「送付物及び納品に関する条件（再掲を含む）」及び別紙の「令和3年度札幌市職員ストレスチェック業務 紙調査票、個人結果納付先一覧」の定めに従うこと。

キ 上記の取り決めに関わらず、紙受検（派遣）については、委託者に事前に送付先を確認のうえ、受託者が送付すること。

ク 高ストレス者の判定は、マニュアルに示されている「評価基準の例（その2）」に準拠して行う。高ストレスか否かの判定とし、それ以外の判定は行わないものとする。

ケ 受託者は、高ストレス者判定後は、個人結果を送付する3営業日前まで高ストレス者の一覧を委託者が指定する者（ストレスチェックの実施事務従事者）に電子データで提供すること。なお、厚労省アプリに取り込める形式に整理した受検者全員分のデータを同時に提供すること。データを提供する際は、未回答があった高ストレス者を区別できるよう、工夫をすること。また、B項目の合計点数が6点の者を抽出したリストをデータで提供すること。

- コ 受託者は、個人結果を送付する際に、高ストレス者と判定した職員については、前記アにより事前に委託者に確認した面接案内文を同封するものとする。
- サ 受託者は、高ストレス者の個人結果について、個人結果が職員本人の手元に届くよりも前に、実施者画面において紙受検者を含む個人結果が閲覧可能な状態とすること。なお、対象職員に送付するものと同じのものを電子データ化し、委託者に提出する方法でも可とする。
- シ 受検した職員から、個人結果未着の連絡があった際には、受託者が再発送の手続きを行うこと。特に紙受検対象者の未着分については、受託者は紙調査票の有無を確認のうえ、紙調査票の再送付等、必要な対応を行うこと。（庁内メールの範囲内の所属は、委託者側に納品のうえ、庁内メールを利用した発送を可とする。）
- ス 個人結果作成時と受検時の状況が異なる場合、下記のとおり対応すること。
- (ア) 人事異動により受検時と個別結果送付時点の所属が異なる場合、個人結果を送付する時点の所属に個人結果を送付すること。
  - (イ) 氏名変更となっている場合、委託者から提供するデータに基づき、変更後の氏名で印刷すること。
  - (ウ) 退職（または死亡）した職員については、委託者から情報提供を行い、個人結果を作成しないこと。なお、既に個人結果を作成している場合は、抜き取りのうえ、個別に委託者に送付すること。
- セ 海外派遣者の個人結果については、受託者が郵送にて送付すること。
- (5) 英語表記対応
- 上記(2)紙受検及び(4)個人結果については、事前に委託者に対象者を確認のうえ、英語表記の様式を受託者で用意し、対応すること。なお、英語表記の個人結果は、日本語と同一のフォーマットで用意すること。
- (6) 点字対応
- 視覚障害を有する職員に対して実施する紙受検及び個人結果の作成について、委託者に確認の上、点字対応とすること。ただし、Wordもしくは音声読み上げによるWeb受検等、他の方法による受検が可能な場合は、委託者と事前協議のうえ、承認を得るものとする。
- (7) 集団ごとの集計・分析の実施及び結果の納品
- ア 受託者は、事前打合せ初回において、集団分析結果送付物一式の各サンプルを委託者へ提供し、さらに集団分析結果作成1週間前までに案内文等の送付案を提出し、承諾を得ることとする。
- イ 集団分析は、マニュアルに示されている「仕事のストレス判定図」を

用いて行う。また、判定図に付随し、ストレス要因に関する項目（9項目）、心身のストレス反応に関する項目（6項目）、周囲のサポートに関する項目（4項目）を全国平均を50とした偏差値にて示すこと。（判定図とは別資料とすることも可とする。）

ウ 集団を構成する職員の回答状況にばらつきがある場合は、色づけ等の工夫により、それがわかるようなレイアウトとすること。さらに、各資料には、分析単位を記載すること。（局名、部名など）

エ 集団分析の見方が分かる資料を、集団分析結果を作成する前に委託者に電子データにて提出すること。（それぞれの細かい分析や結果に基づく職場環境改善案の提示までも求めるものではなく、判定図上に示される記号や、点数などが何を表すかを解説する資料でよいが、特に、点数が良い程ストレス度が低いなど、集団分析結果を読み取る際の定義付けは丁寧に記載すること。また、各項目の因子に関する説明も付すこと。）

オ 受託者は、個人結果を基に、委託者が指定する分析単位のうち10人以上の受検者が含まれる集団において分析を行い、その結果を電子データで委託者に納品するとともに、紙で出力し、各分析単位の管理監督者及び産業医用に上記アにより事前に承認を得た案内文と集団分析結果の見方等の文書を同封のうえ、個別封入した状態で納品する。なお、集団分析は受検時の集団単位で行うこととする。

カ 分析単位は、市全体、局、部、課、安全衛生委員会等の単位を想定しているが、各職場からの要望に応じて分析を行うこととするため、詳細は委託者に事前に確認すること。

キ 集団分析結果には、①全国平均、②当該年度の札幌市全体の平均、③前年度結果（ある場合のみ）を同一資料内で示すこと。

ク それぞれ（札幌市全体、各局、各部、各課、各安全衛生委員会等、その他希望単位）の集団分析結果に応じたコメントを記載すること。コメントの記載にあたっては、職場環境改善に役立つ内容とするよう工夫すること。

ケ 判定図は、オで指定する単位のほか、**職場別比較が可能な判定図も作成すること**。職場別比較は、同一局内の各部、同一局内の各課、同一部内の各課の結果がそれぞれ一の資料内で表され、部名、課名が各資料内で示されていることとし、用紙はA3を使用することで、見やすく、分かりやすいレイアウトを工夫すること。

コ 各分析単位の管理監督者、産業医への送付物は、集団分析送付1週間前までに委託者に照会し、指示に従うこと。（職位により送付物が異なることを想定。）個別封入した封筒の表面には、宛先、発送元、さらに、親展であることが表示されていること。

- サ 受託者は、集団分析結果を送付する3営業日前までに集団分析結果出力、未出力一覧を作成し、委託者に提出すること。一覧には、所属名のほか、当該所属の各受検者数を記載すること。
- シ 集団分析結果について、受託者は委託者からの問い合わせに対し説明を行うものとする。
- ス 職場比較が可能な集団分析結果やサの一覧など、同一資料で複数の所属名を示す必要がある資料の標記順は、委託者に集団分析結果を送付する1週間前までに確認した機構順で所属名を表記すること。
- セ 受託者は、上記のほか、これまでの実績等から、できるだけ分かりやすい資料とする工夫やその他参考となる情報の提示方法がある場合は、委託者に提案のうえ、出力する集団分析結果に加えること。
- ソ 受託者が効果的な職場環境改善の具体例等を把握している場合は委託者にその情報を提供すること。

### 13 各種統計資料の作成及び納品

受託者は委託者に統計資料を納品する際は、必ず、各項目の数値に整合性があるかどうかを確認すること。また、統計資料のファイル名は仕様書の該当箇所を記載すること。

- (1) 受託者は、各受検期の個人結果送付終了ごとに、受検者全体及び局単位で、次の統計結果を一覧にまとめ、**2週間以内**に委託者に電子データで提出すること。（個人が特定できないものとする）
  - ア ストレスチェック回答者数（Web受検、紙受検、合計）
  - イ 回答率（Web受検、紙受検、合計）
  - ウ 高ストレス者数（人数、対象者に対する割合、回答者に対する割合）
- (2) 受託者は、全ての受検が終了した後、次の統計結果を一覧にまとめ、委託者に電子データで提出すること。（個人が特定できないものとする）
  - ア 受検対象者数
  - イ 受検者全体のストレスチェック回答者数（Web受検、紙受検、合計）
  - ウ 受検者全体の回答率（Web受検、紙受検、合計）
  - エ 受検者全体の高ストレス者数（人数、対象者に対する割合、回答者に対する割合）
  - オ 各期の再受検用調査票発送数、再受検回答数
  - カ 上記ア～エについて、受検期、局、部、課、性別、職種、年代、役職での各値。その他別途委託者が指定する単位の有無について、電子データ提出の2週間前までに確認すること。
  - キ 労働基準監督署に報告する際に必要となるデータ（委託者から随時作

成を依頼する単位に応じて対応すること)

ク アンケート結果を基に、集計・分析可能なデータで別途委託者が指示するもの。

※ 提出方法等の詳細については、委託者に提出期限の1週間前までに確認すること。

ケ その他、ストレスチェック及び集団分析を行ううえで既に提供しているデータを基に、集計・分析可能なデータで受託者の経験から、職場環境改善を行ううえで、有用だと判断する統計

※ 提出時期、提出方法等の詳細については委託者と協議することも可。

(3) 受託者は、本仕様書に明記されていないストレスチェックに関する分析資料について、システム上作成できるものについては委託者に情報提供のうえ、委託者からの要望があれば可能な限り提供すること。例えば、下記のようなものを想定。下記の統計数字については、契約期間内に報告すること。

ア 一時保存機能利用者割合

イ 一時保存したまま、期限終了した人の数

ウ ログインすらしていない人の数

エ 受検○日目と回答者数の推移

オ 督促メールから回答までの期間

カ 回答の時間帯

#### 14 送付物及び納品に関する条件（再掲を含む）

(1) 送付物

ア 紙調査票及び個人結果の個人宛送付物については、誤送防止のため、調査票または結果に記載される個人名が直接宛先になるよう、窓空き封筒を使用すること。ただし、窓から個人結果等の情報が見えないよう充分配慮し、親展であることがわかりやすいレイアウトとすること。

イ 個人宛送付物及び集団分析結果の管理監督者向け送付物文書及び発送封筒には、問い合わせ先または発送元を掲載することとするが、下記所属ごとに記載分けをすることとする。記載内容については、送付する1週間前までに委託者に確認し、その指示に従い、対応すること。

(ア) 水道局 水道局に属する担当者

(イ) 交通局 交通局に属する担当者

(ウ) 病院局 病院局に属する担当者

(エ) (ア)～(ウ)を除く局 総務局職員部に属する担当者

※ 使用する封筒については、上記のほか消防局の担当名を加えることと

し、全担当を併記すること。

(2) 納品

ア 納品先

紙調査票及び個人結果の個人宛送付物は表示される宛先(所属)ごとに、別紙の「令和3年度札幌市職員ストレスチェック業務 紙調査票、個人結果納付先一覧」に記載の通り納品すること。納品先の詳細等については、送付1週間前までに委託者に確認のうえ、その指示に従うこととし、納品時には、事前に委託者に納品日を連絡すること。(なお、派遣職員及び海外派遣職員分の紙受検については、委託者に事前に確認のうえ、その指定する住所と宛先に、紙調査票及び個人結果を受託者が送付すること)

イ 納品リストの提出と承認

個人宛送付物及び集団分析結果の管理監督者向け送付物の納品時には、納品リストと一緒に提出すること。リストの内容、様式は、送付する1週間前までに委託者に提案のうえ承認を得ること。

ウ 完了届の提出

6に示す業務の範囲(1)~(7)の作業完了の度に完了届を提出し、全ての業務を終えた段階で契約期間満了まで更に完了届を提出すること。

## 15 成果物及び納品物

契約満了の2週間前までに、下記を委託者に電子データで納品すること。

(USB等の外部媒体を使用する際は、ウィルスチェックを行うこと。)提出方法等の詳細については、提出期限の1週間前までに委託者に提案し承認を得ることとし、個人を特定できる情報をもつものは、その旨を明確にしたうえで個別に封入し、密封した状態で納品すること。(別途、委託者が指定する場合は、それに従うこと。)また、所属ごとに並べる際には、機構図を基に、機構順に整理したうえで納品すること。なお、納品後、委託者からその内容について承認を得ること。

- (1) 全てのストレスチェック受検有無の一覧表(回答者数、回答率がわかるもの)
- (2) 全ての個人結果(原則、対象職員に送付するものと同一のもの。受検者1人1人のファイル(ファイル名は職員番号とする)を作成すること。)
- (3) 高ストレス者の一覧表
- (4) 各種統計データ(委託者に提案のうえ、決定すること)
- (5) 集団分析結果報告書(委託者に提案のうえ、決定すること)
- (6) 集団分析結果(市全体)
- (7) 集団分析結果(全ての局、部、課、安全衛生委員会等ごとに同一の判定)

- 図内で表示したもの。ただし、判定図内に部署等の名称は表示しない。)
- (8) 集団分析結果出力、未出力一覧
  - (9) 効果的な職場環境改善の具体例等を把握している場合はその情報
  - (10) 人事委員会、労基署報告用様式
  - (11) 廃棄報告書（紙実施調査票）

## 16 成果物の帰属

ストレスチェック実施に係る個人及び集団のデータ、各種統計及び成果物は委託者に帰属するものとし、委託者の許可を得ずに第三者に公表、貸与、使用させてはならない。

## 17 作業日程

内容	時期（目安）	
	第1期	第2期
※受検環境の設定	令和3年6月下旬～7月初旬	
※紙調査票納品	7月初旬	8月初旬
受検期間（「Web受検」、「紙受検」各2週間程度）	7月下旬～ 8月上旬	8月下旬～ 9月上旬
受検結果受託者へ引き渡し（「紙受検」調査票）	8月中旬	9月中旬
高ストレス者一覧の提出	8月下旬	9月下旬
※個人結果の納品、配布	9月上旬	10月上旬
【参考】面接対応（委託者）	（9～10月）	（10～11月）
集団分析単位照会用データ	8月中旬	
※集団分析結果納品、配布	11月中旬	
※成果物等（承認後）の納入	令和4年2月28日（月）まで	

※ 原則上記日程とし、詳細については、「8 スケジュール管理等」により、スケジュール表を作成し、委託者の承認を得ること。

## 18 応札条件

- (1) 個人情報の取扱いに関し、以下のいずれかの要件を満たすこと。
  - ・ISO27001/ISMSを認証取得していること。
  - ・プライバシーマークを認証取得していること。
  - ・個人情報を取り扱うシステムのセキュリティ体制が適切であることを第三者機関に認定された事業者であること。
- (2) 過去3年以内に現行のストレスチェック制度における、ストレスチェック受検と個人結果の出力、及び集団分析結果の出力に関する業務を受検者

数10,000名以上の規模を有する一の団体で受託し、実施した実績があること。

- (3) 現行のストレスチェック制度において、令和2年度までに同時稼働数5,000名以上の実績を有するアプリケーションを所有していること。

## 19 契約方法等

- (1) ストレスチェックのWeb受検、紙受検、紙受検（派遣）、再受検、個人結果作成、個人結果作成（国内派遣）、個人結果作成（海外派遣）及び集団分析は、各項目で定める単価契約とし、各単価に各項目における対象者数又は分析した集団数を乗じた実績払いとする。
- (2) 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- (3) 契約条項は別紙「契約書（案）」のとおりとする。

## 20 情報セキュリティ保護

- (1) この契約を履行するに当たり、受託者は「情報資産取扱者指定通知書」を提出し、個人情報を含む委託者の情報資産の取扱いについては別記「情報セキュリティ取扱注意事項」を遵守しなければならない。
- (2) 委託者が必要と認めた場合、情報セキュリティ監査の受け入れ及び業務内容、品質等のサービス水準の補償を行うこと。
- (3) 本業務の遂行に当たり、役務内容を一部再委託する場合は、委託者の承諾を得ること。また再委託することにより生じる脅威に対して情報セキュリティが十分確保されるよう、上記の措置の実施を受託者が委託する先に担保させること。
- (4) 受託者は、個人情報を秘密扱いとし、個人情報の保護に関する法律等に則り、第三者及び従業員等のうち本業務に関与する者以外に開示せず、また本業務を実施する目的以外に使用しないものとする。
- (5) 受託者は、電子メールにより個人情報を送受信する場合は、個人情報保護対策として安全性の確保された形式で行うものとする。

## 21 機密の保持

- (1) 受託者は本業務の重要な要素である機密性の確保について徹底する義務を負うものとする。
- (2) 委託者は、1日（行政機関の休日を除く。）以上前に予告のうえ、受託者の営業時間内に本業務又は個人情報の管理状況を検査できるものとする。当該検査の後において、委託者が受託者に報告を求めた時は、速やかに必

要事項を報告するものとする。

- (3) 本業務において、個人情報、知り得た情報の漏えい等の事案が発生した際には、委託者に電話、口頭等による報告を行うとともに原因を究明し、書面にてその内容を提出するものとする。なお、事案の発生後は事態の収拾及び拡大防止の措置を迅速かつ適切に行い、また受託者以外の者の作業も含め、対処にかかる費用は全て受託者が負担するものとする。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、知り得た全ての事項について、契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らしてはならず、また秘密保全に関することは、委託者の指示に従うものとする。
- (5) 本業務の遂行に当たっては、従事する全ての者と個別に有効な守秘義務を締結するものとする。
- (6) 本業務の終了後に、受託者において取り扱われた情報は確実に返却又は抹消し廃棄報告書を提出すること。

## 22 その他

- (1) 本業務を円滑に行うため、受託者は委託者からの照会、問い合わせ等に対し、原則翌営業日までに状況説明等の回答をすることとし、必要に応じて打合せを行うこと。（「9 打合せ」参照）なお、委託者が別途期限を設ける場合は、その指示に従うこと。
- (2) 全ての委託業務終了後、必要に応じて受託者は委託者と事後の意見交換会を行うものとする。
- (3) 業務を円滑に進めるため、入札前に業務内容を十分に確認、適正な業務計画を検討のうえ、不足の無いように入札を行うこと。
- (4) 本業務履行にあたっては各種関係法令を確認・遵守するとともに、担当者の指示に従い適正な履行に努めること。
- (5) 履行にあたり、受託者の不注意等の瑕疵により生じたシステム上の不具合、印刷物の誤送付等は受託者の責任において処理すること。また、委託者は、成果品について契約の内容に適合しないことを知った場合、受託者に対し、履行の追完、報酬の減額又は損害賠償請求をできるものとする。
- (6) 本仕様書内で明記されていない事項であっても、本業務に付帯する作業については、履行しなければならない。
- (7) 本仕様書に定めない事項については、担当者の指示に従うこと。
- (8) この仕様書の内容については、札幌市が必要と認める場合に受託者と別途協議のうえ、変更及び追加を行うことができるものとする。

## 情報セキュリティ取扱注意事項

### (基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

第2 受託者は、この契約による業務に関する情報資産の取扱については、札幌市情報セキュリティーポリシー及び関連規定、札幌市個人情報保護条例及び関連規定など委託者の定める条例・規定・関連する基準を遵守しなければならない。

### (秘密の保持)

第3 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においてもまた同様とする。

### (複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

### (目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

### (個人データの保存)

第6 受託者は、この契約による業務によって収集した個人のデータについては、暗号化して保存しなければならない。

### (アクセスログの作成・保存)

第7 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、アクセスログを作成し保存しなければならない。

### (バックアップ運用)

第8 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、システムファイル・プログラムファイル・各システムの固有ファイルについて、随時フルバックアップを実施すること。また、データファイル・アクセス状況等の記録ファイルについては、週次でフルバックアップ、日次で差分のバックアップを実施すること。なお、いずれのファイルも2世代以上で管理すること。

(コンピュータウィルス対策)

第9 受託者は、この契約の業務を処理するに当たって、使用するシステムにウィルス対策ソフトを導入し、常に最新の状態にすること。また、最新の各種修正プログラム(セキュリティパッチ)を導入すること。

(外部記憶媒体の利用)

第10 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、外部記憶媒体(USBメモリなど)で情報資産を移動する場合には、USBメモリについては、はードウェア暗号化機能及びウィルス対策機能のついた製品を利用し、それ以外の外部記憶媒体を使用する場合には保存データの暗号化するなどの対策を実施すること。

(資料等の返還)

第11 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報記録された資料等を業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。

(情報資産の消去)

第12 受託者は、本契約に関する個人情報等(委託者から提供された情報も含む)について業務が完了した後、HDD・光ディスク等に記録された情報資産を速やかに消去すること。

(事故の場合の措置)

第13 受託者は、情報セキュリティ取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 委託者は、受託者が情報セキュリティ取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(その他)

第15 受託者は、この特記事項に定めるもののほか、情報資産の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。